



宮 崎 県 公 報

令和4年10月13日(木曜日) 第348号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更(3件)……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(“) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始……………(“) 2	
○公有水面埋立ての出願の要領(2件)……………(港湾課) 2	
○屋外広告物講習会の運営に関する事務委託……………(都市計画課) 4	
公 告	
○准看護師試験の実施……………(医療政策課) 4	
○入札公告……………4	
病 院 局 公 告	
○落札者等の公告(2件)……………5	
公 安 委 員 会 公 告	
○機械警備業務管理者講習の実施について……………6	

告 示

宮崎県告示第 675号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐に限る。

串間市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 676号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐に限る。

串間市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 677号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐に限る。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 678号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定

施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 10 月 13 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市・東臼杵郡美郷町 (以上一市一町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市・延岡市・西臼杵郡五ヶ瀬町 (以上二市一町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐に限る。

都城市・西臼杵郡五ヶ瀬町 (以上一市一町について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 679号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 10 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 13 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林 2096-ほ林 小班から同郡同町同大字中尾国有林 2096-ほ林 小班まで	旧	4.9~23.2	106.4
				新	20.0~29.1	106.4

宮崎県告示第 680号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 10 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 13 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林 2096-ほ林 小班から同郡同町同大字中尾国有林 2096-ほ林 小班まで	令和 4 年 10 月 13 日

宮崎県告示第 681号

公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、令和 4 年 10 月 13 日から、3 週間、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 13 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 出願の日

令和 4 年 8 月 31 日

2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

宮崎県

宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県宮崎市下北方町横小路 5928 番 21

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日向市船場町 1-1 番、1-2 番及び 3-3 番の地先
公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ
線、⑤の地点から⑯の地点までを結ぶ令和 3 年の秋分の満潮位
(+2.04m) における公有水面と既設岸壁・護岸との境界線及
び⑯の地点と①の地点を結ぶ令和 3 年の秋分の満潮位 (+2.40
m) における公有水面と既設護岸との境界線に囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置		
①の地点	宮崎県日向市大字日知屋字ナゴラ 15779番1の国土 地理院源氏山三等三角点(北緯32度27分07秒1380、 東経 131度38分56秒6100(以下「基点」という。))から 183度09分50秒 1,120.11mの地点		
②の地点	①の地点から	222度33分31秒	28.42mの地点
③の地点	②の地点から	312度33分31秒	17.00mの地点
④の地点	③の地点から	222度33分31秒	238.80mの地点
⑤の地点	④の地点から	285度24分07秒	102.52mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	14度55分07秒	41.75mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	44度42分44秒	0.14mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	104度51分56秒	20.05mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	91度22分00秒	0.50mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	82度20分15秒	0.50mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	75度29分39秒	0.50mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	64度45分45秒	0.50mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	48度28分14秒	0.50mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	38度15分59秒	0.50mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	33度01分26秒	0.50mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	29度03分58秒	38.62mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	109度03分58秒	0.04mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	65度11分48秒	236.14mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	114度12分01秒	1.18mの地点

(3) 面積

19,017.80㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日向市船場町 1-1 番、1-2 番、1-4 番及び 3-
3 番の地内並びに同町 1-1 番、1-2 番、1-4 番及び 3-
3 番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びツの地点とアの地点とを結
んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置		
アの地点	基点から	183度33分57秒	1,089.49mの地点
イの地点	アの地点から	155度12分15秒	27.48mの地点
ウの地点	イの地点から	222度33分31秒	36.68mの地点
エの地点	ウの地点から	312度33分31秒	17.00mの地点
オの地点	エの地点から	222度33分31秒	158.80mの地点
カの地点	オの地点から	132度33分31秒	69.90mの地点
キの地点	カの地点から	222度33分31秒	212.62mの地点

クの地点	キの地点から	285度24分07秒	104.96mの地点
ケの地点	クの地点から	42度33分31秒	69.59mの地点
コの地点	ケの地点から	313度33分31秒	34.30mの地点
サの地点	コの地点から	299度00分27秒	15.70mの地点
シの地点	サの地点から	29度00分27秒	25.03mの地点
スの地点	シの地点から	14度55分07秒	99.86mの地点
セの地点	スの地点から	104度52分19秒	22.35mの地点
ソの地点	セの地点か	29度03分58秒	22.06mの地点
タの地点	ソの地点から	313度13分38秒	74.46mの地点
チの地点	タの地点から	43度15分42秒	9.00mの地点
ツの地点	チの地点から	133度15分42秒	72.98mの地点

(3) 面積

48,923.02㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

宮崎県告示第 682号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定によ
り、次のとおり公有水面埋立ての承認の出願があった。

なお、関係書類は、令和4年10月13日から、3週間、宮崎県県土
整備部港湾課及び北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和4年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 出願の日

令和4年8月31日

2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

国土交通省九州地方整備局

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁
舎

国土交通省九州地方整備局長 藤巻 浩之

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁
舎

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日向市船場町 3-3 番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点と②に地点を結ぶ令和 3 年の秋分
の満潮位 (+2.04m) における公有水面と既設護岸との境界線
、②の地点と⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩
の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置		
①の地点	宮崎県日向市大字日知屋字ナゴラ 15779番1の国土 地理院源氏山三等三角点(北緯32度27分07秒1380、 東経 131度38分56秒6100(以下「基点」という。))から 183度09分50秒 1,120.11mの地点		
②の地点	①の地点から	113度44分22秒	3.16mの地点
③の地点	②の地点から	222度33分31秒	9.44mの地点
④の地点	③の地点から	312度33分31秒	1.00mの地点
⑤の地点	④の地点から	222度33分31秒	40.00mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	132度33分31秒	0.80mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	222度33分31秒	220.00mの地点

⑧の地点	⑦の地点から	312度33分31秒	19.80mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	42度33分31秒	240.00mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	132度33分31秒	17.00mの地点

(3) 面積

4,802.78㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日向市船場町1-1番、1-4番の地先、1-2番、3-3番の地内並びに同町3-3番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置		
⑦の地点	基点から	183度52分13秒	1,102.37mの地点
①の地点	⑦の地点から	113度57分05秒	70.99mの地点
②の地点	①の地点から	203度57分05秒	32.71mの地点
③の地点	②の地点から	132度33分31秒	82.41mの地点
④の地点	③の地点から	70度39分18秒	78.65mの地点
⑤の地点	④の地点から	132度33分31秒	59.41mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	222度33分31秒	518.75mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	312度33分31秒	275.03mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	42度33分31秒	74.35mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	312度33分31秒	34.30mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	14度49分44秒	26.36mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	28度55分41秒	93.07mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	29度03分58秒	39.97mの地点

(3) 面積

146,484.24㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

宮崎県告示第 683号

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）第34条第2項の規定により、同条第1項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

令和4年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 委託の相手方

宮崎市恒久4丁目2番16
宮崎県広告美術協同組合

2 委託期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和4年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

令和5年2月14日（火曜日）

午後1時30分から午後4時まで

2 試験の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県庁

3 受験願書の受付期間

令和4年12月5日（月曜日）から12月9日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）

4 その他

詳細については、最寄りの保健所、都城市健康部健康課、延岡市健康福祉部地域医療政策課若しくは椎葉村福祉保健課又は宮崎県福祉保健部医療政策課（電話0985（26）7450）に問い合わせること。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 コンピュータ教室用端末等一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和5年2月28日

(4) 契約期間 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで（60月）

(5) 納入場所 仕様書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器の者又は営業種目が電算業務の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年11月18日（金）までに下記5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期間
令和4年10月13日（木）から令和4年10月27日（木）まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 5 契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601

- (2) 期間 令和4年10月13日（木）から令和4年11月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

- 6 入札説明書及び仕様書の交付
(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
(2) 期間 令和4年10月13日（木）から令和4年11月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
(1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
(2) 提出期限 令和4年11月28日（月）午後5時
(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

- 8 開札の場所及び日時
(1) 場所 宮崎県庁防災庁舎 防76号室
(2) 日時 令和4年11月29日（火）午後2時

- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

- 10 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

- 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
(1) Nature and quantity of the service required: Terminal for computer classroom: 1 unit
(2) Time limit for tender: 5:00p.m, 28, November, 2022
(3) Contact point for the notice: High school education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education,1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-44-2601

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 令和4年10月13日
県立延岡病院長 寺尾 公成
- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立延岡病院本館等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
第一ビル工事株式会社 宮崎市吉村町寺ノ下甲2306番地1
- 5 落札金額
83,380,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和4年7月25日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 令和4年10月13日
県立日南病院長 峯 一彦
- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立日南病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
つやげん九州株式会社 都城市宮丸町3048番地1

- 5 落札金額
86,592,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和4年7月25日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第32号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年10月13日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	令和5年1月16日（月）から 1月19日（木）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。
修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 提出日時

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	令和4年12月5日（月）から12月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。
郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、39,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。
手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警

- 備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。